

越監告示第 11 号

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、監査指摘事項の措置状況を次のとおり公表します。

令和 6 年 3 月 12 日

越前市監査委員 田中英夫

同 田中 希世子

同 川崎 俊之

記

1 監査対象及び執行期間

対 象：金華山林業振興組合（所管課：農林整備課）

執行期間：令和 5 年 8 月 24 日～8 月 25 日

2 措置状況

区 分	指摘事項
表 題	経理区分について
監査の結果	<p>協定書第 6 条（会計区分）において、指定管理業務の会計は、団体（組合）の会計とは別に独立した区分経理を行わなければならないとしている。当組合は、指定管理業務の実績報告を元帳から抜粋し作成していたが、合理的な根拠（共通経費における按分の規定等）を明確にしておらず、市への報告書と異なる内容の決算書となっていた。</p> <p>令和 2 年度の監査においても区分経理について指導を行っているが改善されていないことから、改めて指導を徹底されたい。</p>
措置の内容	<p>令和 6 年度より区分経理を実施し、金華山グリーンランド指定管理委託事業と金華山林業振興組合会計（自主事業含む）の会計と通帳を明確に分けて、整理します。</p> <p>また、指定管理委託業務と金華山両会計の共通経費における按分を行います。</p> <p>（過去 3 年分の実績を計算し、指定管理委託事業と金華山林業振興組合会計の按分割合を算出し、組合内部で決定します。）</p>

表 題	備品の管理について
監査の結果	<p>金華山グリーンランドの管理に関する協定書では、指定管理者は市が無償で貸与した備品を管理すること、備品が経年劣化等により管理業務の用に供することができなくなった場合は市に報告すること、管理業務のために購入した備品はその帰属について市と協議することを規定しているが、協定書に沿った管理がされておらず、市に報告のないまま市貸与備品が廃棄され、指定管理者によって補充されていた。よって、現在施設で活用されている備品が、市貸与備品か、指定管理者が管理業務のために購入した備品か、自主事業のために購入した備品か、確認できないものが多数見受けられた。</p> <p>令和2年度の監査においても同様の指導を行っており、今回の監査までに備品及び備品台帳の整理が行われていなかったことは遺憾である。指定管理者に対して早急に指導を行うよう、また、協定書に規定された業務の履行確認を適切に行うよう再度指摘する。</p>
措置の内容	<p>監査委員からの指摘に応じ、金華山グリーンランドの備品については、11月に確認を行った後、廃棄された備品を台帳より削除し、12月に備品を以下の3つに分類しました。</p> <p>今後、年に一度備品点検を行い、適切に管理を行ってまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市無償貸与備品 ・指定管理者が管理業務のために購入した備品 ・指定管理者が自主事業のために購入した備品

表 題	自主事業について
監査の結果	<p>指定管理者の自主事業（バーベキュー資器材の提供、オートキャンプ場の設置運営、自動販売機の設置）について、協定書第3条に基づき承認しているが、次のような事例が見受けられた。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① バーベキュー資器材の提供は、無料施設（バーベキューハウス、休養施設）の利用を含む事業であるが、資器材の提供のみ自主事業として承認しており、行政財産の使用に関する手続きを行っていない。自動販売機の設置も同様である。 ② 市の備品である卓球台の貸出しを自主事業としていた。 <p>指定管理者と協議のうえ自主事業の整理を行うとともに、協定書に基づき適切な手続きを経て自主事業を実施するよう指導されたい。</p>

措置の内容	<p>指摘に応じて適切な処理を行ってまいります。</p> <p>① 指定管理者より下記の行政財産使用許可申請書の提出を受け、適切な事務処理を行います。</p> <ul style="list-style-type: none">・ バーベキュー資器材の使用申請・許可・ 自動販売機の設置場所の使用申請・許可 <p>② 現地を確認したところ、当該卓球台は、破損して使用していないことから、廃棄処分とし、備品台帳より削除しました。</p>
-------	--